

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農業委員会

番号 5

許認可等の内容		農地等の権利移動の許可
根拠法令及び条項		農地法 第3条第1項
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	裏面記載
	参考事項	裏面記載
	設定等年月日	平成15年10月1日設定 (平成30年2月1日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数27日 (休日は含まない。) 形式審査1日、実質審査11日、現地調査3日、農業委員会総会等付議10日、決裁手続2日、計27日 ただし、次の日数は、処理日数に算入しない。 (ア) 茅ヶ崎市の休日をも定める条例 (平成元年茅ヶ崎市条例第3号) 第1条第1号に規定する市の休日 (イ) 審査のために必要な書類、資料等を追加することになった場合に必要とする日数
	設定等年月日	平成15年10月1日設定 (年 月 日最終変更)

(裏)

審査基準	基準	<ol style="list-style-type: none">1. 農地法第3条第1項の許可に当たっては、同条第2項各号に該当しないか、又は同条第2項第2号及び第4号に係る部分に限り同条第3項の適用を受ける場合に同条第3項各号すべてを満たすかについて審査する。2. 審査に当たっては、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第11条各号の事項について審査する。3. 農地法第3条第2項各号に該当しないかどうかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、次に掲げる基準による。<ol style="list-style-type: none">(1) 農地法第3条第2項第1号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3法第3条関係 3法第3条第2項第1号の判断基準」(2) 農地法第3条第2項第2号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3法第3条関係 4法第3条第2項第2号の判断基準」(3) 農地法第3条第2項第4号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3法第3条関係 5法第3条第2項第4号の判断基準」(4) 農地法第3条第2項第5号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3法第3条関係 6法第3条第2項第5号の判断基準(1)及び(2)」(5) 農地法第3条第2項第6号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3法第3条関係 7法第3条第2項第6号の判断基準」(6) 農地法第3条第2項第7号 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3法第3条関係 8法第3条第2項第7号の判断基準(1)」4. 農地法第3条第3項各号すべてを満たすかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、次に掲げる基準による。 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙1「第3法第3条関係」中、「9法第3条第3項関係(2)法第3条第3項の判断基準」又は「10法第3条第3項の事務処理基準」5. 3ないし4に規定するもののほか、次に掲げる通知を考慮して審査する。
------	----	--

		<p>(1) 平成 12 年 6 月 1 日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙 1「第 1 全般的事項」又は「第 3 法第 3 条関係」中、「1 法第 3 条の許可対象」乃至「2 法第 3 条第 2 項ただし書の許可基準」</p> <p>(2) 昭和 27 年 12 月 20 日農林事務次官通知「農地法の施行について」 記 第 1 農地法第 3 条関係の事項</p> <p>(3) 昭和 37 年 7 月 1 日農林事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 4 農業生産法人以外の法人の農地等の権利取得の事項</p> <p>(4) 昭和 45 年 9 月 30 日農林事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 3 条関係の事項</p> <p>(5) 昭和 50 年 1 月 24 日農林省構造改善局長通知「国土利用計画法の土地の取引規制と農地法第 3 条及び第 5 条の許可との調整等について」 別記 第 1 農地法第 3 条関係の事項</p> <p>(6) 昭和 55 年 8 月 29 日農林水産事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 3 農業生産法人に係る要件についての改正の事項</p> <p>(7) 平成 5 年 8 月 2 日農林水産事務次官通知「農地法の一部改正について」 記 第 2 農業生産法人の要件についての改正の事項</p> <p>(8) 平成 9 年 3 月 24 日農林水産省構造改善局長通知「農業生産法人の行い得る事業範囲の明確化等について」</p> <p>(9) 平成 13 年 3 月 1 日農林水産事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 2 農業生産法人の要件についての改正及び第 3 農業生産法人の要件適合性を担保するための措置の事項</p>
--	--	--

(裏)

審 査 基 準	基 準	<p>(1) 平成 12 年 6 月 1 日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」 別紙 1「第 1 全般的事項」又は「第 3 法第 3 条関係」中、「1 法第 3 条の許可対象」乃至「2 法第 3 条第 2 項ただし書の許可基準」</p> <p>(2) 昭和 27 年 12 月 20 日農林事務次官通知「農地法の施行について」 記 第 1 農地法第 3 条関係の事項</p> <p>(3) 昭和 37 年 7 月 1 日農林事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 4 農業生産法人以外の法人の農地等の権利取得の事項</p> <p>(4) 昭和 45 年 9 月 30 日農林事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 3 条関係の事項</p> <p>(5) 昭和 50 年 1 月 24 日農林省構造改善局長通知「国土利用計画法の土地の取引規制と農地法第 3 条、第 5 条の許可との調整等について」 別記 第 1 農地法第 3 条関係の事項</p> <p>(6) 昭和 55 年 8 月 29 日農林水産事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 3 農業生産法人に係る要件についての改正の事項</p> <p>(7) 平成 5 年 8 月 2 日農林水産事務次官通知「農地法の一部改正について」 記 第 2 農業生産法人の要件についての改正の事項</p> <p>(8) 平成 9 年 3 月 24 日農林水産省構造改善局長通知「農業生産法人の行い得る事業範囲の明確化等について」</p> <p>(9) 平成 13 年 3 月 1 日農林水産事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」 記 第 2 農業生産法人の要件についての改正及び第 3 農業生産法人の要件適合性を担保するための措置の事項</p>
------------------	--------	---